## 第4章 一般政府および対家計民間非営利団体 関連項目の推計

## 1.一般政府および政府サービス生産者関連項目の推計

### (1)一般政府および政府サービス者の範囲

いわゆる政府関係諸機関は、制度部門分類の観点からは、SNA 上公的部門である一般政府になるもの、公的企業になるもの、また民間部門である民間企業になるもの、対家計民間非営利団体になるものがある。

まず、公的部門と民間部門の区分として「所有・支配基準をみたしているかどうか」 が判断の基準となる。具体的に言えば、政府出資の状況、役員の任命権・認可権の状況、経営方針の決定権の状況、政府代行業務の有無等の検討を行っている。

また、一般政府と公的企業の区分として「財・サービスの市場性の有無」が判断の基準となる。具体的に言えば、金融資産の保有状況、業種・価格等の市場性の有無等の検討を行っている。

以上の検討を行った結果、政府関係諸機関を表4-1のように分類している。

制度部門のひとつである一般政府は、政府サービス生産者の活動のみならず、産業として活動を行うこともあるが、わが国の SNA の体系においては、一般政府と政府サービス生産者の範囲は一致しているものとしている。

### (2)推計方法

a.制度部門別推計方法

### (a)中央政府

一般会計および特別会計については決算書の目、事業団等については財務諸表の勘定項目をそれぞれ性質別・目的別・経済活動別に分類し集計することにより推計する。1つの目あるいは勘定項目で2つ以上の性質あるいは目的に該当するものは、基本的にその最もウェイトの大きいと判断される性質あるいは目的に分類することとし、分割はしない(表4-2)。

事業団等の総固定資本形成は、収入支出決算書が利用できないものについては、 貸借対照表の期末有形固定資産残高(土地を除く)から期首同残高を差し引いたも のに、当期の減価償却費を加えることにより推計する。

総固定資本形成に該当するもののうち用地費を含んでいると考えられるものについては、『建設業務統計年報』(建設省)の工事種別の用地費率を用いてこれを控除し、総固定資本形成を推計する。

93SNA においては、固定資本減耗について従来の建物分に加えて、道路、ダム、

防波堤などの資産についても計上することとなった。推計方法は建物分については 『財政金融統計月報 (国有財産特集)』の建物価額に建物減価償却率を乗じて算定し ており、道路、ダム、防波堤等の社会資本分については、部門ごとの新設投資額と 災害復旧費をもとに、定額法、残存価格ゼロとして、パーペチュアル・インベント リー法により推計している。また、ソフトウエア分については、耐用年数 5 年の定 額法により推計している。

### (b)地方政府

普通会計等については、『地方財政統計年報』(自治省)、下水道事業会計については、『地方公営企業年鑑』(自治省)に基づいて推計を行う。

『地方財政統計年報』には性質別と目的別のクロス表があるので、これを基に SNA に則った性質別、目的別の分類を行い集計する。また経済活動別分類は目的別分類 を基準に行う (表4-2)。

下水道事業会計、公益質屋事業会計等については当該事業ごとに目的別、活動別に対応づけている。

なお、地方開発事業団は地方政府に含まれるが、活動の規模が小さくまた近年解 散の方向にあること等から推計を行っていない。

総固定資本形成を推計する上で控除すべき用地費については、『地方財政統計年報』の「用地取得費の状況」等を使用している。

固定資本減耗については、建物分については『公共施設状況調』(自治省)の建物 面積をもとに推計した建物価額に建物減価償却率を乗じることによって推計する。 道路、ダム、防波堤等の社会資本分については、中央政府と同様である。

## ( c ) 社会保障基金

国民年金、労働保険等の国の特別会計分については中央政府と同様の方法で推計 しており、国民健康保険事業会計(事業勘定)等の地方の公営事業会計に属するも のは、地方財政統計年報等により推計している。

また、共済組合、基金等については当該団体の決算書等から推計している。

### b. 最終支出主体主義

例えば、地方政府が中央政府から2分の1の国庫補助金を受けて道路建設を行った場合、これを総固定資本形成として計上するに当たって2つの方法がある。

資金の出所にしたがって、2分の1は中央政府の総固定資本形成、他の2分の1を地方政府の総固定資本形成として記録する。

代金を建設業者に最終的に支払った主体の観点から、地方政府の総固定資本形成として全額を計上する

前者を資金源泉主義、後者を最終支出主体主義とよんでいるが、SNA においては最終支出主体主義をとっている。

表4-1 国民経済計算における政府諸機関の分類(平成10年度末現在)

	93 SNAに基づ〈新体系の分類   対家計					68 :	SNA こ	基づく旧	体系の	分類				
	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産		業	政府*	サービス	生産者	対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産		業
	_	般 政	府	対家計 民間	公的	企業	民間産業	_	般 政	府	対家計民間	公的	企業	民間産業
	中央政府	地方政府	社会保 障基金	非営利	非金融	金融		中央政府	地 方政 府	社会保 障基金	非営利	非金融	金 融	扱い
中央政府														
一般会計														
公務員賃貸住宅														
その他の一般会計														
特別会計														
< 1.事業特別会計 >														
造幣局特別会計 貨幣回収準備資金を除く														
造幣局特別会計 貨幣回収準備資金														
印刷局特別会計														
国有林野事業特別会計 国有林野事業勘定														!
国有林野事業特別会計 治山勘定														
(特定土地改良工事特別会計) [昭和60年度まで]														
国営土地改良事業特別会計 [昭和61年度より]														
アルコ - ル専売事業特別会計														
港湾整備特別会計														
空港整備特別会計														
郵政事業特別会計														
郵便貯金特別会計														
道路整備特別会計														
治水特別会計														
< 2.保険特別会計 >														
厚生保険特別会計														
船員保険特別会計														
国民年金特別会計														
労働保険特別会計														
(簡易生命保険及郵便年金特別会計) [平成2年度まで]														
簡易生命保険特別会計 [平成3年度より]														
地震再保険特別会計														
農業共済再保険特別会計														
森林保険特別会計														
漁船再保険及漁業共済保険特別会計														
(輸出保険特別会計) [昭和61年度まで]														
貿易保険特別会計 [昭和62年度より]														
自動車損害賠償責任再保険特別会計														
(機械類信用保険特別会計) [昭和59年度まで]														
< 3.管理特別会計 >														
登記特別会計 [昭和60年度より]														
外国為替資金特別会計														

	93 SNAに基づく新体系の分類						68 :	SNAIC	基づく旧	体系の	分類			
	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	產	Ĕ	業	政府 :	ナービス	生産者	対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	盾	Ĕ	業
	_	般 政	府	対家計民間	公的	企業	民間産業	-	般 政	府	対家計民間	公的	企業	民間 産業
	中央政府	地方政府	社会保 障基金	非営利	非金融	金融		中央政府	地方政府	社会保 障基金	非営利	非金融	金融	扱い
国立学校特別会計														
国立学校特別会計 医療 (大学病院) 関係														
国立病院特別会計														
(あへん特別会計) [昭和59年度まで]														
食糧管理特別会計														
(自作農創設特別措置特別会計) [昭和59年度まで]														
農業経営基盤強化措置特別会計 [昭和60年度より]														
特許特別会計 [昭和59年度より]														
自動車検査登録特別会計														
< 4 .融資特別会計 >	<u> </u>													
資金運用部特別会計	<u> </u>													
産業投資特別会計														
都市開発資金融通特別会計														
< 5.整理特別会計>														
電源開発促進対策特別会計														
交付税及び譲与税配付金特別会計														
国債整理基金特別会計														
(石炭並びに石油及び石油代替エネルギ - 対策特別会計)														
[平成4年度まで]														
石炭並びに石油及びエネルギ - 需給構造高度化対策特別会計														
[平成5年度より]	-													
特定国有財産整備特別会計														
地 方 政 府														
普通会計														
学校給食	1													
清掃事業														
住宅事業	-													
造林事業														
学校教育	1													
社会教育	1													
教育訓練機関														
地方政府研究機関	1													
保健衛生	1													
社会福祉施設	1													
港湾管理	-													
空港管理	1													
失業者就労事業														$\square$
公務員住宅賃貸														
一部事務組合														
その他の普通会計														

	93 SNAに基づく新体系の分類						68 9	SNAIC !	ある日	体系の:	分類			
	政府サービス生産者			対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	產	Ē	業	政府サ	ナービス		対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産		業
	_	般 政	府	対家計 民間	公的	企業	民間産業	_	般 政	府	対家計 民間	公的	企業	民間産業
	中央政府	地方政府	社会保 障基金	非営利	非金融	金 融		中央政府	地方政府	社会保 障基金	非営利	非金融	金融	扱い
事業会計														
<公営企業会計>														
・水道事業														
・工業用水道事業														
・交通事業														
・電気事業														
・ガス事業														
・病院事業														
・下水道事業														
· 港湾整備事業 整備														
<ul><li>・港湾整備事業 維持運営</li></ul>														
・市場事業														
・と畜場事業														
• 観光施設事業														
・宅地造成事業														
・有料道路事業														
・駐車場整備事業														
・その他事業														
< その他の公営事業会計 >														
国民健康保険事業会計 事業勘定														
国民健康保険事業会計 直診勘定														
収益事業会計(競艇、競馬、宝くし等)														
公益質屋事業会計														
農業共済事業会計														
交通災害共済事業会計														
公立大学付属病院事業会計														
公 社														
地方住宅供給公社														
土地開発公社														
地方道路公社														
その他の会計														
財産区	1													<u> </u>
地方開発事業団	1													<u> </u>
港務局														
特殊法人														
公社	-													$\vdash$
(日本専売公社) [昭和59年度まで]	-													$\vdash$
(日本国有鉄道) [昭和61年度まで]														<del>                                     </del>
(日本電信電話公社) [昭和59年度まで]	1													<del>                                     </del>
公 団														

	93 SNAに基づく新体系の分類						68	SNAIC	基づく旧	体系の	分類			
	政府サービス生産者		対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	產	<u>.</u>	業		サービス		対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	盾	Ē	業	
				対家計民間		企業	民業		般政		対家計民間		企業	民産業扱い
	政府	政府	障基金	非営利 団体	北京	立立 形式	10X U I	政府	政府	社会保 障基金	団体	北京	並用第	10X V I
水資源開発公団														
地域振興整備公団	-													<del> </del>
森林開発公団	1													$\vdash$
農用地整備公団														
石油公団 石油備蓄														
石油公団 一般	1													
(船舶整備公団) [平成9年9月まで]														
日本鉄道建設公団														
新東京国際空港公団														
日本道路公団														
首都高速道路公団  阪神高速道路公団														
本州四国連絡橋公団	1													
华/III 中国														
公庫														
国民金融公庫														
住宅金融公庫														
農林漁業金融公庫														
中小企業金融公庫														
北海道東北開発公庫														
公営企業金融公庫														
中小企業信用保険公庫														
環境衞生金融公庫														
沖縄振興開発金融公庫														
(医療金融公庫) [昭和59年まで]														
特殊銀行														
日本開発銀行														
日本輸出入銀行	-													
事業 団	-													
(新技術開発事業団) [平成元年まで]	-													
(新技術事業団) [平成元年~8年9月まで]														
科学技術振興事業団 [平成8年10月より]														
(日本原子力船研究開発事業団) [昭和60年度まで]	-													
(動力炉・核燃料開発事業団) [平成10年9月まで]														
宇宙開発事業団	-													-
(公害防止事業団) [平成4年まで]	-													<del> </del>
環境事業団 [平成4年より]	-		-											-
国際協力事業団	-		-											<del> </del>
日本私立学校振興 共済事業団 [平成10年1月より]														
給付経理	I			l	l		l l				l			I

	93 SNAに基づく新体系の分類 対家計						68 9	SNAIC	まづく旧	体系の	分類			
	営利サ ービス 生産者		政府 :	ナービス	生産者	対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	非 産 リサ (ス 賃者		業					
	_	般 政	府		公的	企業	民間産業	_	般 政	府	対家計 民間	公的	企業	民間産業
		地方政府		非営利	非金融	金 融				社会保 障基金	1	非金融	金 融	扱い
その他														
社会福祉 医療事業団 [昭和60年より]														
年金福祉事業団 一般事業														
年金福祉事業団 資金確保事業														
年金福祉事業団 年金財源強化事業														
(畜産振興事業団) [平成8年9月まで]														
(蚕糸砂糖類価格安定事業団) [昭和56年~平成8年9月まで]														
農畜産業振興事業団 [平成8年10月より]														
金属鉱業事業団														
(石炭鉱害事業団) [平成8年9月まで]														
中小企業事業団 高度化出融資及び指導研修勘定	1													
中小企業事業団 その他														
運輸施設整備事業団 [平成9年10月より]														
船舶及び基礎的研究等勘定														
鉄道勘定														
(簡易保険郵便年金福祉事業団) 一般勘定														
郵便貯金 運用事業特別勘定 [呼成3年まで]														
簡易保険福祉事業団 一般勘定及び土地高度利用事業特別勘定														
簡易保険福祉事業団(郵便貯金)運用事業特別勘定														
労働福祉事業団														
(中小企業退職金共済事業団) [平成10年3月まで]														
雇用促進事業団														
(日本国有鉄道清算事業団) [昭和62年~平成10年10月まで]														
金 庫 ・営 団														
農林中央金庫														
商工組合中央金庫														
帝都高速度交通営団														
特殊会社														
日本たばご産業株式会社 [昭和60年度より]														
電源開発株式会社										昭61.	10.1 <b>移行</b>	<u> </u>		
東京中小企業投資育成株式会社														
名古屋中小企業投資育成株式会社														
大阪中小企業投資育成株式会社														
関西国際空港株式会社 [昭和59年より]														
日本電信電話株式会社 [昭和60年度より]														
国際電信電話株式会社														
北海道旅客鉄道株式会社 [昭和62年度よじ]														
東日本旅客鉄道株式会社 [昭和62年度よじ]														
東海旅客鉄道株式会社 [昭和62年度より]														
西日本旅客鉄道株式会社 [昭和62年度よじ]														

	93 SNAに基づく新体系の分類					68 SNAに基づく旧体系の分類									
	政府:	サービス	生産者	対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	盾	Ē	業	政府	サービス	生産者	対 家計 民間非 営利サ ービス 生産者	差 <del>対</del> (1)		業	
	_	般 政	府	対家計 民間	公的	企業	民間産業	_	般 政	府	対家計 民間	公的	企業	民間産業	
			社会保 障基金	非営利	非金融	金融		中央政府	地方政府	社会保 障基金	非営利	非金融	金融	扱い	
四国旅客鉄道株式会社 [昭和62年度より]															
九州旅客鉄道株式会社 [昭和62年度より]															
日本貨物鉄道株式会社 [昭和62年度より]															
東京湾横断道路株式会社 [昭和61年より]															
	住凍	京湾横脚	<b>所道路に</b>	係る支出	はほに	計上する	•	住 凍	京湾横断	<b>所道路に</b>	係る支出	はほに	け上する。	,	
その他の特殊法人															
<研究所>															
日本原子力研究所															
理化学研究所															
(社会保障研究所) [平成8年11月まで]															
(農業機械化研究所) [昭和61年まで]															
(アジア経済研究所) 呼成10年6月まで]															
< 共済組合等 >															
(私立学校教職員共済組合 給付経理)															
(私立学校教職員共済組合 宿泊、医療経理)															
(私立学校教職員共済組合 その他) 呼成9年12月まで]															
農林漁業団体職員共済組合 給付経理															
農林漁業団体職員共済組合 その他															
(建設業 清酒製造業 林業退職金共済組合)[平成10年3月まで]															
< 協会 >															
北方領土問題対策協会															
(公害健康被害補償協会) [昭和62年まで]															
公害健康被害補償予防協会 [昭和62年より]															
心身障害者福祉協会															
地方競馬全国協会															
高圧ガス保安協会															
日本放送協会															
(日本労働協会) [平成元年まで]															
日本勤労者住宅協会															
日本消防検定協会															
< 振興会 >															
日本学術振興会															
日本自転車振興会															
日本貿易振興会															
日本小型自動車振興会															
国際観光振興会															
(財)日本船舶振興会															
日本芸術文化振興会 国立劇場勘定			_							_					
日本芸術文化振興会 基金勘定															
< 基 金 >															

	93 SNAに基づく新体系の分類 対家計						68 :	SNAIC	基づく旧	体系の:	分類			
	営利サ ービス 生産者		政府+	ナービス	生産者	対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	産		業					
	_	般 政	府	対家計	公的	企業	民間産業	-	般 政	府	対家計	公的	企業	民間産業
			社会保 障基金	非営利 団体	非金融	金融	扱い	中央政府	地方政府	社会保 障基金	非営利 団体	非金融	金融	扱い
海外経済協力基金														
奄美群島振興開発基金														
国際交流基金														
社会保険診療報酬支払基金														
(林業信用基金) [昭和62年まで]														
農業者年金基金 年金給付														
農業者年金基金 その他														
消防団員等公務災害補償等共済基金														
鉄道整備基金) [平成3年~平成9年3月まで]														
< その他 >	<u> </u>													
国民生活センタ -	-													
日本育英会	-													
(国立競技場) [昭和61年 2月まで]														
(日本学校健康会) [昭和61年 2月まで]	-													
日本体育 学校健康センタ - 学校給食用物資供給														
日本体育 学校健康センタ - 災害共済事業														
日本体育 学校健康センタ - スポーツ振興														
[昭和61年 3月より]	-													
国立教育会館	-													
(国立劇場) [平成元年まで]														
(日本私学振興財団) 呼成9年12月まで]														
放送大学学園 [昭和56年 7月より]	1													
日本中央競馬会	1													
日本電気計器検定所	1													
新エネルギー 産業技術総合開発機構														
新エネルギー勘定 アルコール製造勘定														
石炭鉱業合理化勘定他														
(新幹線鉄道保有機構)														
日本労働研究機構 [平成2年1月より]														
勤労者退職金共済機構 [平成10年4月より]														
核燃料リサイクル開発機構 呼成10年10月より]														
認可法人														
銀行														
日本銀行														
事業団	1													
日本下水道事業団	1													
協会	_													<u> </u>
日本公認会計士協会	1													<u> </u>
日本万国博覧会記念協会														

	93 SNAに基づく新体系の分類 対家計						68	SNAIC	まづく旧	体系の:	分類			
	政府サービス生産者		対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	產	Ě	業	政府*	サービス	生産者	対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	卢		業	
	_	般 政	府	対家計 民間	公的	企業	民間産業	_	般 政	府	対家計 民間	公的	企業	民間産業
	中央政府	地 方政 府	社会保 障基金	非営利	非金融	金融		中央政府	地 方政 府	社会保 障基金	非営利	非金融	金融	扱い
繊維産業構造改善事業協会														
繊維産業構造改善事業協会 繊維産業革新基盤整備事業														
情報処理振興事業協会														
造船業基盤整備事業協会														
中央労働災害防止協会														
中央職業能力開発協会														
日本障害者雇用促進協会														
基金														
平和祈念事業特別基金														
厚生年金基金 同連合会 給付経理														
厚生年金基金 同連合会 その他														
石炭鉱業年金基金														
農業共済基金	1													
農林漁業信用基金	1													
野菜供給安定基金														
産業基盤整備基金														
地方公務員災害補償基金														
センター														
自動車安全運転センター														
海洋科学技術センター	<u> </u>													
通関情報処理センター														
海洋水産資源開発センター														
基盤技術研究促進センター														
自動車事故対策センター														
海上災害防止センター	-													
機構														
総合研究開発機構	-													
預金保険機構														
医薬品副作用被害救済 研究振興調査機構														
農水産業協同組合貯金保険機構														
生物系特定産業技術研究推進機構														
空港周辺整備機構				-										
通信 放送機構														
共済組合	-													
国家公務員共済組合 何連合会 給付経理														
国家公務員共済組合 何連合会 宿泊、医療経理														
国家公務員共済組合 何連合会 その他			-			-								
地方公務員共済組合 伺連合会 給付経理														
地方公務員共済組合 何連合会 宿泊、医療経理														
地方公務員共済組合 何連合会 その他														

	93 SNAに基づく新体系の分類							68 5	SNAIC	基づく田	体系の	分類		
	政府サービス生産者		対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	產	<u> </u>	業	政府!	ナービス	生産者	対家計 民間非 営利サ ービス 生産者	產		業	
	_	般 政	府	対家計	公的	企業	民間産業	_	般 政	府	対家計民間	公的	企業	民間産業
	中央政府	地 方政 府	社会保 障基金	非営利	非金融	金融				社会保 障基金	非営利	非金融	金融	扱い
(地方職員共済組合 [団体共済部]](昭56年度まで]														
地方議会議員共済会 給付経理														
地方議会議員共済会 業務経理														
その他														
日本税理士会連合会														
日本赤十字社							医療	分						
				福祉:	भे									
漁船保険中央会														
全国農業会議所														
全国農業協同組合中央会														
日本商工会議所														
全国中小企業団体中央会														
全国商工会連合会														
全国社会保険労務士会連合会														
その他														
健康保険組合 同連合会 給付経理														
健康保険組合 同連合会 その他														
国民健康保険組合 同連合会 給付経理														
国民健康保険組合 同連合会 医療、施設経理														
国民健康保険組合 同連合会 その他														

注1 格付けられる部門等を で示す。 注2 93 SNAに基づ (格付け改定案 .欄のうち、 印は現行の格付けと異なるもの (新設を含む) を示す。 注3 認可法人については、平成7年産業連関表 総合解説編(総務庁)」において分類対象とされている機関を掲載。 注4 格付けの対象となる機関は平成10年度末のものです。

## 表 4 - 2 政府の性質別・目的別・経済活動別分類例

## 1 政府の目的別・経済活動別分類

### a . 目的別分類

1	一般公共サービス
2	防衛
3	公共の秩序・安全
4	経済業務
5	環境保護
6	住宅・地域アメニティ
7	保健
8	娯楽・文化・宗教
9	教育
10	社会保護

## b. 政府サービス生産者経済活動別分類

中 分 類	小 分 類
電気・ガス・水道業	下水道
	廃棄物処理
サービス業	教育
	学術研究機関
公務	公務

## 2 実際の区分例

a.中央政府(国の決算書)

(所管)文部省

(組織)文部本省

(項)文部本省

(目)職員基本給 性 質 雇用者報酬

目 的 教 育

経済活動 サービス業・教育

b.地方政府(地方財政統計年報 2-5-1 表)

(性質)物件費性質中間投入

(目的)民生費・老人福祉費 目 的 社会保護

経済活動 公 務

# 2.対家計民間非営利団体および対家計民間非営利サービス生産者関連項目の推計

### (1)対家計民間非営利団体および対家計民間非営利サービス生産者の範囲

### a . 対家計民間非営利団体の範囲

民間非営利団体を事業形態別に分けると、「対家計民間非営利団体」と「対企業民間 非営利団体」とに分けることができる。対企業民間非営利団体は SNA では産業に含ま れ、対家計民間非営利団体のみ別途推計を行っている。

民間非営利団体の範囲は、経営組織別にとらえると、個人、会社、国、公共企業体 および地方公共団体である事業所を除いたもの、すなわち、「会社でない法人」および 「法人でない団体」である。

このうち対家計民間非営利団体の範囲は、

団体の性格としては、「他の方法では便利に提供し得ない社会的・地域社会的サービスを、家計に提供するといった特定の目的を遂行するために集まった団体」で、家計にサービスを売る場合でも代金は通常、生産コストを完全にカバーし得ず、その活動は原則として、会員からの会費徴収や、個人・企業・政府からの寄付・助成金、および財産所得によってまかなわれている。

日本標準産業分類でみると、(892)健康相談施設、(90)社会保険・社会福祉、(91)教育、(92)学術研究機関、(93)宗教、(942)労働団体、(943)学術・文化団体、(944)政治団体、(949)他に分類されない非営利的団体、(951)集会場が該当する。

68SNA 以前は、(88) 医療業団体も含まれていたが、93SNA より産業扱いとなっている。

なお、(79)映画業、(80)娯楽業、および(93)学術研究機関にもその対象に入るべきものがあると思われるが、経営組織別にみると、民間非営利団体とみなされるものの数が僅少であるため除外している。

### b.対家計民間非営利サービス者の範囲

対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動だけでなく、副次的に「産業としての活動」である収益事業(例えば、住宅の所有・賃貸、食堂や飲食店の経営、会員・一般向け小売店の経営など)を行っている場合があるが、推計の便宜上、対家計民間非営利団体は、対家計民間非営利サービス生産者としての活動のみを行うと考え、この副次的な部分を含まないかたちで推計を行っている。

このことにより、SNA 上の対家計民間非営利団体と対家計民間非営利サービス生産者の範囲は完全に一致している。

### (2)推計方法

対家計民間非営利団体の推計方法は、団体の活動目的別に「教育」と「その他」の2部門に分け、それぞれの活動部門別に、基礎資料から推計した伸び率により基準年値を延長推計する方法で推計を行っている。

### a . 活動目的別分類「教育」の推計

活動目的別分類「教育」は、日本標準産業分類(91)学校教育(私立学校ただし付属病院を除く)および(918)社会教育からなっている。

### (a) 私立学校教育の推計方法

平成9年度値までは『私立学校の財務状況に関する調査』(文部省)を基礎資料として推計を行った。この調査は文部大臣所轄及び都道府県知事所轄学校法人が対象となっており、そのなかには私立学校の付属病院及び、本来民間非営利団体ではない「個人立」(家計に含まれる)の学校も含まれている。

このうち付属病院分については、産業である医療業に含まれるべきものであり、基 礎資料上分離可能のため推計上除外しているが、個人学校分については分離するこ とが困難なため推計値の中に含まれている。

また、平成 10 年度値からは上記の文部省の調査が廃止となったため、『今日の私学財政』(日本私立学校振興・共済事業団)を基礎資料として推計している。この調査結果には附属病院分は含まれていないが、個人立学校分は文部省の調査同様、調査対象となっている。個人立学校分については従来同様分離が困難なため、推計値の中に含まれている。

私立学校についての基礎資料は確報推計時には未公表であり、確々報時に推計に使用している。確報時の推計方法については、前年の確々報値を、『家計調査』(総務庁)の私立学校教育費、『毎月勤労統計調査』(労働省)の教育等の伸び率を用いて延長推計している。

#### (b) 社会教育の推計方法

『民間非営利団体実態調査』(経済企画庁国民経済計算部)を基礎資料としている。 この調査より得られる産業別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組替え、その 対前年伸び率を基準年値に乗ずることにより延長推計している。(組み換え方法につ いては表4-3を参照。)

### b.活動目的別分類「その他」の推計

活動目的別分類「その他」は、日本標準産業分類の(90)宗教、(92)社会保険・社会福祉、(942)労働団体、(943)学術・文化団体、(944)政治団体、(944)4 49)他に分類されない非営利的団体、(951)集会場からなる。

### (a) 政治団体の推計方法

政治団体は昭和49年以降『民間非営利団体実態調査』の対象外となったため、 現在は『政治資金収支報告書』(自治省)から収入、支出総額を把握し、支出額については内訳がないため『民間非営利団体実態調査』の昭和45~48年度の政治団体分平均の支出項目のウェイトで分割している。

### (b) 政治団体以外の「その他」に係る推計

『民間非営利団体実態調査』を基礎資料としている。この調査より得られる産業 別の収入、消費支出、投資支出の各項目を組替え、その対前年伸び率により基準年 値を延長推計している。(組み換え方法については表4-3を参照)

### c . 年度値の暦年転換方法

対家計民間非営利団体の推計は年度計数の基礎資料により推計を行うため、推計で当初求められる値も年度値となる。この年度値を四半期分割し暦年値も求めるが、その四半期分割比率は、雇用者報酬に関しては「教育」、「その他」ともに『毎月勤労統計調査報告(全国調査)』の教育、専門サービス業(他に分類されないもの)の就業形態別現金給与総額に基づく四半期ウェイトを、他の計数は『家計調査』(総務庁)を用い、「教育」は私立学校教育費、「その他」は信仰費、冠婚葬祭費、住宅等負担費、諸会費等の支出額に基づく四半期ウェイトを用いている。

表4-3 民間非営利団体実態調査項目と非営利推計項目との対応

勘定	推計項目		実態調査該当項目
國内総生産と 総支出勘定	中間投入	(A)	仕入原価 消耗品費 光熱水道料 印刷・製本費 地代・家賃・賃借料 その他の事業経費 在庫(控除)
	付加価値 (生産額)	雇用者報酬 (B) 固定資本減耗 (C) 生産・輸入品に課される税 (D) 計 (E)=(B)+(C)+(D)	人件費 減価償却費 租税・公課
	産 出 額	(F) = (A) + (E)	
制度部門別所得支出勘定	中間需要 家計現実最終消費	(G) 家計最終消費支出 (H) 対家計民間非営利団体最終 消費支出 (I)=(F)-((G)+(H))	事業収入
制度部門別資本調達勘定	総固定資産形成	(J)	投資支出 在庫(控除)
制度部門別所得支出勘定(一部)	財産所得(支払) 社会扶助金 財産所得(受取) 民間非営利団体への紹		支払利息 移転的支出 利子収入
	貯蓄	(0) = ((M)+(N)) - ((1)+(K)+(L))	